

豊橋市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、豊橋市移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(移住支援金の目的)

第2条 移住支援金は、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略（愛知県デジタル田園都市国家構想総合戦略）及び豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき愛知県と協同して実施する移住支援事業において、東京圏から本市へ移住した者に予算の範囲内で交付することにより、もって本市への移住及び定住の促進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち、愛知県が定める愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領第5の1(1)①(ア)に規定する条件不利地域を除いた地域をいう。
- (2) 転入 新たに本市の区域内に住所を定めること（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により市長に届け出たものに限る。）をいう。

(交付対象者)

第4条 移住支援金の交付を受けることができる者は、第1号に掲げる要件に該当し、かつ、第2号から第5号までに掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 移住等に係る要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 転入の日前10年間において通算5年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏に在住し、東京23区内へ通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学していた期間を通算することができる。

イ 転入の前日まで連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏に在住し、東京23区内へ通勤をしていたこと。ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の企業等へ通勤していた者については、転入をした日の3月前まで

を当該1年の期間の起算日とすることができる。ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学していた期間を通算することができる。

ウ 移住支援金の申請の日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有すること。

エ 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

オ 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

カ 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉦産税をいう。）を滞納していないこと。

キ その他本市又は愛知県が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 就業に係る要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 本市への転入日において満50歳以下であること。

(イ) 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。

(ウ) 就業先が、マッチングサイト（都道府県が移住支援金の対象法人等の求人情報を掲載するために運営するマッチングサイトをいう。）に移住支援金の対象として掲載された求人情報を通じて就業した法人等であること。

(エ) 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

(オ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(カ) 当該就業先において、移住支援金の申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有すること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材（内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し、移住する者をいう。）に係る要件とし

て、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有すること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに係る要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により本市へ移住した者であって、本市を生活の拠点とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組において、所属先企業等から申請者に資金提供されていないこと。

ウ 所属先企業等において、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者として就業していること。

(4) 関係人口に係る要件として、アに該当し、かつ、イからエまでのいずれかに該当すること。

ア 本市への転入日において満50歳以下であること。

イ 豊橋市内に所在する大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を含む。）及び同法第108条に規定する短期大学をいう。）又は高等学校（学校教育法第50条に規定する高等学校及び同法第76条に規定する特別支援学校の高等部をいう。）に在籍していたこと。

ウ 転入する日の属する年度の前3年間において1回以上、本市に対してふるさと寄附金を寄附し、体験型の返礼品を選択したこと。

エ 豊橋市内に本社又は本店を有する中小事業者等（別表に掲げる要件のいずれかに該当する事業者をいう。以下同じ。）に就業した者であって、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 官公庁等への就業でないこと。

(イ) 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小事業者等への就業でないこと。

- (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (エ) 当該就業先において、移住支援金の申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有すること。
 - (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。
 - (カ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条に規定する適用事業の事業主に就業していること。
 - (キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む中小事業者等に就業していないこと。
 - (ク) 暴力団員が役員となっている中小事業者等又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する中小事業者等に就業していないこと。
- (5) 起業に係る要件として、愛知県が実施するあいちスタートアップ創業支援事業費補助金における起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受け、個人事業の開業又は法人の設立を行っていること。

2 申請者が2人以上の世帯の申請をする場合にあつては、前項に掲げる要件を満たし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請の日において、申請者と同一世帯に属していること。
 - (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請の日において転入後3年以上1年以内であること。
 - (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (移住支援金の額)

第5条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 単身世帯 60万円
- (2) 2人以上の世帯 100万円（当該世帯に子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、申請者の配偶者を除く。）がある場合は、当該者1人につき100万円を加算する。）

(交付の申請)

第6条 申請者は、豊橋市移住支援金交付申請書(様式第1)に本人であることを証する書類の写し及び第4条に掲げる要件を満たすことを証する書類を添えて提出しなければならない。この場合において、同条第1項第2号、第3号及び第4号エに掲げる要件に係る申請にあつては、就業証明書(豊橋市移住支援金の申請用)(様式第2)を添えなければならない。

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる要件の区分に応じ、当該各号に定める期間に行うものとする。

- (1) 第4条第1項第2号及び第4号エに掲げる要件 転入の日から3月以上1年以内であつて就業先の法人等に連続して3月以上在職した期間
- (2) 第4条第1項第3号及び第4号(エを除く。)に掲げる要件 転入の日から3月以上1年以内の期間
- (3) 第4条第1項第5号に掲げる要件 転入の日から3月以上1年以内の期間であつて、次に掲げる期間のいずれかを満たしていること。

ア 起業支援金の交付決定日が転入日より先の場合は、起業支援金の交付決定日から1年以内の期間

イ 転入日が起業支援金の交付決定日より先の場合は、起業支援金の交付決定日以降の期間

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援金の交付又は不交付の決定を行うとともに、決定した内容を豊橋市移住支援金交付決定通知書(様式第3-1。以下「交付決定通知書」という。)又は豊橋市移住支援金不交付決定通知書(様式第3-2)により当該申請者に通知するものとする。

(移住支援金の請求及び交付)

第8条 前条の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、市長が別に定める日までに、豊橋市移住支援金請求書(様式第4)を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該者の指定する金融機関へ口座振込により交付するものとする。

(申請の撤回)

第9条 申請者は、第6条第1項の規定による申請を撤回するときは、豊橋市移住支援金交付申請撤回届出書(様式第5)を遅滞なく市長に提出するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第10条 交付決定者は、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、豊橋市移住支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第3-3)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに豊橋市移住支援金交付決定通知書【再交付】(様式第3-4)により、交付決定者に再交付するものとする。

(住居等の変更に係る届出)

第11条 交付決定者は、移住支援金を申請した日から起算して1年、3年及び5年を経過した各時点において、第6条第1項に規定する申請の内容に係る変更の有無を、速やかに豊橋市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【本人用】(様式第6-1)により、市長に届け出るものとする。

2 交付決定者は、前項の規定にかかわらず、第6条第1項に規定する申請の内容に変更が生じたとき又は変更となることが明らかになったときは、遅滞なく前項の届出書により市長に届け出なければならない。

3 交付決定者(第4条第1項第2号又は第4号エの要件を満たして交付決定者となったものに限る。次項において同じ。)が就業する法人等は、移住支援金を申請した日から起算して1年を経過した時点において、第6条第1項に規定する就業証明書の内容に係る変更の有無を、速やかに豊橋市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】(様式第6-2)により市長に届け出るものとする。

4 交付決定者が就業する法人等は、前項の規定にかかわらず、第6条第1項に規定する就業証明書の内容に変更が生じたとき又は変更となることが明らかになったときは、遅滞なく前項の届出書により市長に届け出なければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、交付決定の全部を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為等により移住支援金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

(2) 移住支援金の申請の日から3年未満に本市から転出したとき。

(3) 移住支援金の申請の日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき(第4条第1項第2号又は第4号エの要件を満たして交付決定者となったものに限る。)

(4) 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

2 市長は、交付決定者が移住支援金の申請の日から3年以上5年以内に本市から転出したときは、交付決定の一部を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の規定により交付決定を取り消した場合は、豊橋市移住支援金交付決定取消通知書(様式第7)により交付決定者に通知するものとする。

(移住支援金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に移住支援金を交付しているときは、同条第1項に該当する場合にあっては、交付した移住支援金の全部を、同条第2項に該当する場合にあっては、交付した移住支援金の半額を交付決定者に請求するものとする。

(移住支援金の返還免除)

第14条 市長は、交付決定の取消しを通知した者から豊橋市移住支援金返還免除申請書(様式第8)及び返還免除を申請する理由を証する書類により返還の免除に係る申請があったときは、交付決定の取消しに至った事由が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると認められる場合は、愛知県知事の同意を得た上で前条の規定による移住支援金の返還を免除することができるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、返還免除の可否に係る決定内容を豊橋市移住支援金返還免除承認通知書(様式第9-1)又は豊橋市移住支援金返還免除不承認通知書(様式第9-2)により当該申請者に通知するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成31年4月1日決裁)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市移住支援金交付要綱第4条の規定は、令和2年4月1日以降の転入者について適用し、令和2年3月31日までの転入者については、なお従前の

例による。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊橋市移住支援金交付要綱の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以降の転入者について適用し、令和 3 年 3 月 31 日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 8 月 2 日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 8 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊橋市移住支援金交付要綱の規定は、令和 3 年 8 月 2 日以降の転入者について適用し、令和 3 年 8 月 1 日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 8 月 2 日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 8 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊橋市移住支援金交付要綱の規定は、令和 3 年 8 月 2 日以降の転入者について適用し、令和 3 年 8 月 1 日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊橋市移住支援金交付要綱の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以降の転入者について適用し、令和 4 年 3 月 31 日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊橋市移住支援金交付要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以降の転入者について適用し、令和 5 年 3 月 31 日までの転入者については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

| 主たる事業の区分 | 要件 | |
|-------------|--------------|-------------|
| | 資本金の額又は出資の総額 | 常時雇用する労働者の数 |
| 小売業（飲食店を含む） | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |